

岡崎市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号の規定に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するため、農業者の組織する団体等に対して予算の範囲内で交付する岡崎市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(規則等との関係)

第2条 交付金の交付に関する事務は、この要綱に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号。以下「国の要綱」という。）
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号。以下「国の要領」という。）
- (3) 農業改良普及対策事業補助金交付要綱（以下「県の要綱」という。）
- (4) 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (7) 岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、以下に掲げる者とする。

- (1) 農業者の組織する団体

農業者（法人を含む。以下同じ。）の組織する団体（以下「農業者団体」という。）は、国の要領第1の1に定める任意組織であって、国の要綱別紙第1の4に定める農業生産活動等（以下「対象活動」という。）に取り組む農業者を2戸以上含むものとする。

- (2) 農業者

単独で交付金の支援の対象となる農業者は、国の要領第1の2に定める者であって、市長が特に認めるものとする。

(支援の対象となる農業者の要件)

第4条 農業者団体の構成員又は国の要領第1の2に定める農業者において、

交付金の支援対象となる農業者（以下「支援対象農業者」という。）の要件は、国の要領第2に定めるとおりとする。

（支援対象取組）

第5条 支援の対象となる農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する(1)から(6)までに掲げる取組であって、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

支援の対象となる活動は、(7)に掲げる活動は、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行レベルから原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組
- (3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組
- (4) 5割低減の取組と総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。以下同じ。）を組み合わせた取組
- (5) 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組
- (6) その他愛知県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）
- (7) 有機農業の取組の拡大に向けた活動（以下「取組拡大加算」という。）

（事業要件）

第6条 全ての支援対象農業者は、前条に定める支援対象取組又は活動を実施するとともに、国の要領第3に掲げる、環境保全型農業の取組を拡げるための活動のうち、いずれか一つ以上を実施することとする。なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施することとする。

（交付金の額の算定）

第7条 交付金の額は、支援対象取組に係る面積10アール当たりの交付単価を次に掲げる表の額とし、この交付単価に実施面積を乗じて算出するものとする。ただし、県の要綱による交付額の調整が行われた場合は、市長は市の交付額の調整を行う。

10アール当たりの交付単価

対象取組	交付単価
------	------

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用		3,600円
緑肥の施用		5,000円
炭の投入		5,000円
総合防除	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外	4,000円
	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物	2,000円
有機農業	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外 ※このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注１）に限り、2,000円を加算。	14,000円
	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物	3,000円
地域特認取組		愛知県知事が定める単価
取組拡大加算（注２）		4,000円

（注１） 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか１つ以上を実施する場合

（注２） 有機農業の知識・技術を有すると市長が認める者が、有機農業の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く）の交付実績がなく、かつ有機農業の知識・技術の習得が必要と市長が認める支援対象農業者に対して指導を行い、かつ指導を行うもの及び指導を受ける農業者が、同一農業者団体において、有機農業の取組（そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く）を実施する場合

（申請手続）

第８条 交付金の交付の申請は、様式第１号の岡崎市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書によるものとする。

（交付決定の通知）

第９条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の申請をした者にその旨を文書で通知するものとする。

２ 前項の通知には、交付金を交付するに当たっての必要な条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第１０条 交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付き

れた条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に交付金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

（事業内容の変更承認）

第11条 交付金の交付の決定を受けた者が当該決定に係る事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号の岡崎市環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならないものとする。

（着手届の提出等）

第12条 市長は、交付金の交付事務に関連して必要があると認めるときは、交付金の交付の決定を受けた者に対して事業着手届の提出を求めることができるものとする。

2 交付金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業を計画期間内に完了できないと見込まれる場合は、その理由及び事業遂行状況を市長に報告し、必要な指示を受けなければならないものとする。

（遂行状況の報告）

第13条 市長は、交付金の交付事務に関連して必要があると認める場合は、交付金の交付の決定を受けた者に対し、様式第3号の岡崎市環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書の提出を求めることができるものとする。

（実績報告）

第14条 交付金の交付の決定を受けた者は、事業を完了したときは、速やかに様式第4号の岡崎市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて事業の実績を報告しなければならない。交付金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、また、同様とする。

（交付金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により事業の実績の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、その旨を交付金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（交付金の交付）

第16条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後に、交付金の交付の決定を受けた者からの請求により交付するものとする。ただし、市長が

必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 交付金の交付の決定を受けた者は、前項の規定に基づき概算払を受けた場合は、交付金額の確定後、速やかに交付金を精算しなければならない。

（交付金の返還）

第17条 交付金の交付の決定を受けた者は、国の要領第12に定める交付金の返還に該当した場合は、交付金の全部又は一部を返還しなければならないものとする。

（検査等）

第18条 市長は、交付金の交付事務に関連して必要があると認めるときは、交付金の交付の決定を受けた者に対して、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができるものとする。

- 2 交付金の交付の決定を受けた者は、当該交付の決定に係る事業に関連する帳簿類及び証拠書類その他当該事業の実施の経過を記録した書類を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 10 日から適用する。